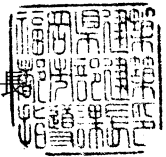


6 建 第 8 4 8 号  
令和 6 年 7 月 2 5 日

公益社団法人全日本不動産協会  
福岡県本部 本部長 殿

福岡県建築都市部建築指導課長  
(宅建業係)



専任の宅建士に係る欠格要件確認書類の添付について（通知）

日頃から本県の建築都市行政に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宅地建物業法施行規則の一部を改正する省令が令和6年5月25日に施行されたことに伴い、宅地建物取引業者に係る一部の手続について添付書類の取扱いを変更することとしましたので、下記の内容を社員の宅地建物取引業者へ御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 令和6年9月1日以降、宅地建物取引業法に係る免許の申請（法第4条第1項）及び宅地建物取引業者名簿登載事項変更の届出（法第9条）において、専任の宅地建物取引士に係る身分証明書及び登記されていないことの証明書の添付は不要です。（なお、法人の役員や政令使用人等については、従来どおりこれらの書類の添付が必要です。）
- 2 宅地建物取引業者には、法第31条の3の規定により、事務所等に適正な数の専任の宅建士を設置する義務が課されておりますので、引き続き、適正な配置に努めてください。

【問合せ先】

〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課

担当：宅建業係 松谷

電話：092-643-3718